登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告する。

一、名称　株式会社日本官報

　代表者の氏名　代表取締役　日本　太郎

　本店の所在地　東京都千代田区丸の内一丁目三番五四号

二、登録番号　○第○○○号

　登録年月日　令和○○○年○○月○○○日

　登録削除年月日　令和○○○年○○月○○○日

三、営業保証金の額　金○○○○円

四、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書三通を○○○○○○に提出すること。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の保証金は取戻される。

　令和●年●月●日

　　東京都千代田区丸の内一丁目三番五四号

　　　　　　　　　　　　　株式会社日本官報

　　　　　　　　　　代表取締役　日本　太郎